

大口町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定により交付する住民票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し、住民票に記載した事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）又は戸籍の附票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し
- (2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものを含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）

2 この要綱において「第三者等」とは、本人等以外のもの（国又は地方公共団体の機関を除く。）若しくはその代理人又は本人等の代理人をいう。

3 この要綱において「本人等」とは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付する場合にあっては当該住民票に記録されている者又はその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し又は戸籍謄本等を交付する場合にあっては戸籍の附票若しくは戸籍に記録又は記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいう。

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、登録の申請の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により大口町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録又

は記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。）

(2) 戸籍法の規定により大口町が作成した戸籍に記録又は記載されている者

2 前項の規定にかかるわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としない。

（登録の申請）

第4条 本人通知制度に係る登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、大口町本人通知制度登録申請書（様式第1）により、町長に登録の申請をしなければならない。

2 申請者は、前項の申請の際に、申請者が本人であることを証するため、町長が適當と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出しなければならない。

3 前項の本人確認書類は、住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務処理要綱（平成18年大口町告示第108号）の規定を準用する。

4 申請者は、大口町に住所がない場合には、本人確認書類と併せて住民票の写しその他の住所を証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

5 代理人により登録の申請をしようとするときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、大口町に備える戸籍簿等により法定代理人であることを確認することができるときは、これを省略することができる。

(2) その他の代理人 委任状

6 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請をすることができる。

(1) 疾病、仕事その他やむを得ない理由等により直接申請をすることができない

とき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

(登録の実施等)

第5条 町長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を大口町本人通知制度登録・登録却下決定通知書（様式第2）により申請者あてに通知する。

2 町長は、前項の規定により本人通知制度への登録を決定したときは、大口町本人通知制度登録者名簿（様式第3。以下「登録者名簿」という。）に、申請者の氏名、生年月日その他必要な事項を登録する。

3 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を交付する際に、登録者に係るものであることが容易に分かるようにするための必要な措置を講ずるものとする。

(登録事項の変更等の届出)

第6条 登録者は、第4条第1項の申請書に記載した事項（申請者に係る部分に限る。）に変更があったときは、大口町本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第4）により町長に届け出なければならない。

2 登録者は、登録の廃止を希望するときは、大口町本人通知制度登録（変更・廃止）届出書により、町長に届け出なければならない。

3 第4条（第1項を除く。）の規定は、前2項の届出について準用する。

(住民票の写し等を交付した場合の本人通知)

第7条 町長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、大口町住民票の写し等交付通知書（様式第5）により、当該登録者に通知するものとする。

(登録の廃止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を廃止する。

- (1) 登録者から第6条第2項の規定による登録の廃止の届出があったとき。
- (2) 登録者が国内に住所を有しなくなったとき又は死亡し、若しくは失踪の宣告

を受けたとき。

(3) 登録者の居住地が判明しないことにより、当該登録者の住民票が住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権により消除されたとき。

(4) その他町長が登録を廃止する必要があると認めたとき。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第30号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日 大口町告示第117号）

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に交付を受けている保険証の有効期間が経過するまでの間の当該保険証については、なお従前の例による。

様式第1（第4条関係）

大口町本人通知制度登録申請書

年 月 日

(宛先) 大口町長

大口町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により、次のとおり登録を申請します。

登録しようとする人 者請申	ふり 氏名			電話番号	
	生年月日	年 月 日			
	現住所 (通知書送付先)	(〒)※大口町以外の場合は、住民票の写しその他住所を証明する書類を提示してください。			
	通知対象 住 所	<input type="checkbox"/> 上記の現住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の住所	大口町		
	通知対象 筆頭者及び 本籍 ※	<input type="checkbox"/> 上記の現住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の本籍	(筆頭者) (本籍) 大口町		
	登録区分	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (<input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除票(改製原含む。)) <input type="checkbox"/> 戸籍 (<input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除籍(改製原含む。)) <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 (<input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除票(改製原含む。))	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書		

※通知対象が、住民票の写し、住民票記載事項証明書のみの場合は、筆頭者及び本籍の記載は必要ありません。

窓口に来られた人	申請者との 関係	<input type="checkbox"/> 申請者(登録しようとする人) <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(親権者・成年後見人) ※申請者(登録しようとする人)と異なる場合は、下記も記入してください。			
	ふり 氏名			生年月日	年 月 日
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記の現住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の住所			
	電話番号	<input type="checkbox"/> 上記の電話番号と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の電話番号			

注1 必要事項を記入し、該当するにレ点をつけてください。

注2 申請の際に、次に掲げる書類を提示してください。

- (1) 申請者が本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (2) 任意代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状等）
- (3) 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

注3 郵送による申請の場合、上記注2の(1)(3)の書類はコピーを送付してください。

記入欄

受付者	来庁者の本人確認書類	登録日	事前登録記録(入力)			登録満了日	登録番号
			住基	戸籍	附票		
	免・旅・住か・在か・個か・ 保険確認書・年金手帳・そ の他 ()	年 月 日				年 月 日	

次の事項を承諾した上で申請をしてください。

□ 登録内容の変更・廃止について

- 1 氏名、住所その他、この申請書に基づく登録内容に変更が生じた場合は、その都度登録内容の変更の届出が必要です。届出のない場合は、交付通知書を受け取ることができなくなるなどの不利益を被ることがあります。
- 2 登録の廃止の届出を行った場合又は国内に住民登録がなくなった場合（国外転出、職権消除、死亡、失踪宣告等）は、登録を廃止します。

□ 交付通知書について

- 1 交付通知書は、申請の際、本人通知の対象とした住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、登録者本人あてに通知します。
- 2 次の請求による住民票の写し等の交付は、本制度の通知対象ではありません。
 - ・登録者本人による請求
 - ・登録者と同一の世帯員による住民票の写し等の請求
 - ・登録者と同一戸籍内の者、配偶者、直系尊属、直系卑属による戸籍謄本又は戸籍抄本の請求
 - ・国又は地方公共団体の機関からの公用による請求
- 3 交付通知書には、交付年月日、交付証明書の種別（住民票・住民票記載事項証明書・戸籍の附票・戸籍等）、交付通数及び交付請求者の種別が記載され、住民票の写し等の交付を受けた者の氏名等は記載されません。
- 4 第三者等が提出した申請書の閲覧等を希望する場合は大口町個人情報保護条例に基づく開示請求をすることができますが、開示される情報は同条例の規定の範囲内となります。（請求した第三者等の氏名等は、開示されません。）
- 5 大口町から転出若しくは転籍等した後、再転入若しくは新戸籍編製等した場合は、改めて申請書の提出が必要です。

私は、上記の事項に承諾した上で申請します。また、本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とするものであることを理解し、これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意します。

年　　月　　日　　氏名

様式第2（第5条関係）

年　月　日

様

大口町長

印

大口町本人通知制度登録・登録却下決定通知書

年　月　日付けの大口町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度
に関する要綱第4条の申請の結果は、下記のとおりです。

記

1 申請の結果

- (1) 登録 ・ 却下
- (2) 却下の理由

備考

- 1 住所、本籍等に変更があったときは、その旨を届け出してください。
- 2 第三者等へ住民票等を交付した場合は、交付年月日、種別、通数及び交付請求者の種別をお知らせします。（通知内容に第三者等の住所、氏名等は含まれません。）
- 3 大口町から転出若しくは転籍等した後、再転入若しくは新戸籍編製等した場合は、改めて申請書の提出が必要です。

様式第3（第5条関係）

大口町本人通知制度登録者名簿

様式第4（第6条関係）

大口町本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

(宛先) 大口町長

大口町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定により、次のとおり登録の（変更・廃止）を届け出ます。

登録者	届出区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	※登録している事項（変更前）を記入してください。	
	ふり 氏 がな 名			電話番号
	生年月日	年 月 日		
	現住所			

窓口に来られた人	区分	<input type="checkbox"/> 登録者本人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人（親権者・成年後見人） ※登録者本人と異なる場合は、下記も記入してください。		
	ふり 氏 がな 名			生年月日 年 月 日
	住所	<input type="checkbox"/> 上記の現住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の住所		
	電話番号	<input type="checkbox"/> 上記の電話番号と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外の電話番号		

変更の届出の場合は、次の事項も記入してください。

登録区分	変更後の内容
<input type="checkbox"/> 氏名（ふりがな） <input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> 通知対象住所 <input type="checkbox"/> 通知対象筆頭者 及び本籍 <input type="checkbox"/> その他	

注1 必要事項を記入し、該当する□にレ点をつけてください。

注2 届出の際に、次に掲げる書類を提示してください。

- (1)届出者が本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (2)任意代理人による届出の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状等）
- (3)法定代理人による届出の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

注3 郵送による届出の場合、上記注2の(1)(3)の書類はコピーを送付してください。

記入欄

受付者	来庁者の本人確認書類 免・旅・住か・在か・個か・ 保険確認書・年金手帳・そ の他 ()	変更日 年 月 日	変更入力			登録番号
			住基	戸籍	附票	

様式第5（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

大口町長

印

大口町住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者等へ交付しましたので、大口町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 交付年月日

年 月 日

2 種別及び通数

種別

通数 通

3 交付請求者の種別

4 その他

第三者等がした申請書の閲覧を希望する場合は、大口町個人情報保護条例の規定により自己情報開示請求をすることができますが、開示される情報は同条例の規定の範囲内となります。（請求した第三者等の氏名等は、開示されません。）